広報こすど
発行所　小須戸町公民館
新潟県中蒲原郡小須戸町
印刷発行編集人　矢部藤三郎

原型復旧に約三億

当町の地震被害

さる六月十六日の午後新潟地区一体をおそった地震は、各地で大きな被害をだしたが、小須戸町でも各所で被害をだした特に当町では全壊住宅を三戸もだし、土蔵についてはほとんどが被害をうけ、使用不能のものも数戸でている。

また学校、公民館等公共の建物は壁に亀裂が生じ、屋根等にも雨もりが生じている。

農地関係においても田畑において、亀裂を生じており、道路関係においても各所で亀裂、カンボツがあった。当町での被害は総計で約二億円で、これを元通りに復旧させるには約三億という。

被害の大要は次のとおりであります。

一般建物
（金額単位千円）

全壊住宅　三戸
人員　一八名
非住宅　一〇戸
時価損害額
住宅　三、二一〇円
非住宅　八、二九〇円
原型復旧額
住宅　三、七五〇円
非住宅　八、七〇〇円
半壊住宅　三四戸
人員　一五九名
非住宅　一二七戸
時価損害額
住宅　二〇、五五〇円
非住宅　一八、〇五〇円
原型復旧額
住宅　二三、〇〇〇円
非住宅　一九、五〇〇円
小壊住宅　三一四戸
人員　一四六〇名
非住宅　六二戸

◎土建施設

時価損害額
住宅　八、二五〇円
非住宅　六、四七〇円
原型復旧額
住宅　八、九〇〇円
非住宅　六、六〇〇円

道路被害
延長　三五〇m
面積　七七五㎡
被害額　四〇〇円
原型復旧額　四〇〇円

公共建物

小学校関係分
被害額　六二〇円
原型復旧額　七五〇円
中学校関係分
被害額　二、〇〇〇円
原型復旧額　二、〇〇〇円
社労施設関係分
被害額　五五〇円
原型復旧額　七五〇円
庁舎関係分
被害額及び原型復旧額
三〇〇円
消防施設関係分
被害額及び原型復旧額
一五〇円
住宅関係分
被害額　一、〇〇〇円
原型復旧額　一、〇〇〇円
上水道関係分
被害額　五、二〇〇円
原型復旧額　六、七七五円
山の手簡易水道関係分
被害額　一、八〇〇円
原型復旧額　一、八〇七円
水田簡易水道関係分
被害額　三、九〇〇円
原型復旧額　四、五〇〇円
その他の施設関係分
被害額　八四〇円
原型復旧額　一、一五〇円
合計被害額　一五、五六〇円
原型復旧額　一八、五五二円

◎農林施設

田の被害額　八、〇〇〇円
畑の〃　四、〇〇〇円
施設の被害　五一、〇〇〇円
原型復旧額　一三一、〇〇〇円
道路被害及び原型復旧額　一、八〇〇円
合計被害　一四、四八〇円
原型復旧額　一四、四八〇円

◎商工業関係

商品被害額　七、六二五円
原型復旧額　八、〇〇〇円
製品被害額　四、二七五円
原型復旧額　五、〇〇〇円
機材器具被害額　一〇、七五〇円
原型復旧額　三一、一〇〇円
合計被害　二二、六四〇円
原型復旧額　四四、一〇〇円
総計被害額　一九八、五三〇円
原型復旧額の総計　二七八、三〇二円

写真説明

上＝諏訪神社とりい附近
とりい、手洗場と共に全壊し壊れおちるときには人がいたとか
右＝小須戸橋附近
一年にならない新小須戸橋がカンボツのため四トン以下の車のみ通行（復旧は八月末の予定とのこと）
下＝水田排水機所附近
排水機場附近一体にはこのような亀裂が各所に見られる

みなさんの協力

新潟地震募金

去る六月十六日午後一時すぎ、突如おこりました新潟地震について、募金をお願い致しましたところ、次のような多額にのぼりましたが、この御協力ありがとうございました。広報こすどの紙面を借用して御報告申し上げます。

一般募金額
一一四、一七〇円
その他の品名
衣料　六九二点
米　二斗
即席ラーメン　六〇個
食器及びバケツ　七点
またこの他次のグループ団体からも募金をいただきました。

一金壱千円也　ふたば会
一金六千三拾円也　第一保育所母の会
一金参千円也　横町オンドリクラブ
一金五千円也　小須戸町医師会
一金壱百円也　浦巽野　井上修
一金弐千弐百七拾七円也　コスドリズムスターズ
一金壱万壱百円也　小須戸商友協同組合
一金参千円也　ウデコキ園児一同
一金壱万参千円也　小須戸町議会議員一同
一金弐千円也　菩薩会照月山道場
一金壱千円也　無名

災害による町税減免措置は

昭和三十九年六月十六日、新潟地震に因る被害者に対する町税の減免に関する条例が制定され、被害者より申請のあったものについて左記要領により減免することになりましたので、関係者には期日まで申請下さるようお知らせ致します。

記

◎町民税の減免
昭和三十八年度中の合計所得金額が百二十万円以下である納税義務者（個人に限る）が災害によりその被害額が住宅又は家財に付き価格の十分の三以上であるものについてその被害の程度によりこれを減額する。

◎固定資産税の軽減
その者の所有に係る固定資産（土地、家屋、償却資産のそれぞれ）につきその価格の十分の二以上の価値を減じたとき、その被害の程度によりこれを減額する。

◎申請書提出期限
七月三十一日限り
役場税務課宛

条例化による青少年問題協議会役員きまる

青少年問題協議会は、従来条例がなく保護司中心に運営されていましたが町では青少年の不良化防止と指導、育成のため関係機関の連絡強化を計り町ぐるみの運動にすべく、青少年問題協議会設置条例を制定した。

会長は町長で、委員に任命された人達は次の通りである。

委員　森田吾一
〃　江川徳夫
〃　佐藤五郎
〃　斎藤正栄
〃　野崎久太郎
〃　村山安長
〃　細川芳男
〃　小柳浩平
〃　佐藤太加志
〃　宮崎純能
〃　成田高常
〃　岡田六太郎
〃　保科光枝
〃　佐藤佐吉

健康な町民に

町で血圧検診

このたび皆さんの要望により、四十才以上の人を対象に血圧検診を左記の日程で実施することになりました。

脳溢血が国民死亡の第一位を占めてきた為に、一般の人も高血圧には関心をむけてきております頃健康な人が突然卒倒するようなことがありますと、病気は不意にやってくるように思いますが病気は内部で進行し、高血圧によって大事になることがあります。

高血圧を予防するには若い時から血圧を高くするような条件は出来るだけさけること。又過食や偏食などもさけ、正しい食生活を守ることが最も大切です。

高血圧症は特別な身体的苦痛を伴わないためにとかく老年まで放っておきがちです。

自分の血圧やその他について、定期的に検査をしてもらって、異常があったら早期に治療して、常に若々しい体で長寿を保っていただきたいと思います。

☆註　職場や医療機関、その他で検診を受けている人は今回受診する必要はありません。

保健衛生課

◇検診日程表

日　時　七月二十一日午後一時～三時三十分～三時三十分まで
地域　横川、小向、水田
会場　横水分館
医師　保科先生

七月二十二日午後一時～三時三十分～三時三十分まで
地域　小須戸、鵜出古木
会場　小須戸公民館
医師　富樫先生、

七月二十三日午後一時～三時三十分まで
地域　小須戸、鵜出古木
会場　小須戸公民館
医師　県立小須戸病院

七月二十四日午後一時～三時三十分まで
地域　矢代田、天ケ沢
会場　矢代田小学校
医師　嶋岡先生

七月二十七日午後一時～三時三十分まで
地域　新保、竜玄
会場　新保分館
医師　県立小須戸病院

七月二十八日午後一時～三時三十分まで
地域　鎌倉
会場　鎌倉公会堂
医師　保科先生

募集

コスドリズムスターズでは歌い手の参加を望んでいます。

希望者は次の通り参加して下さい。

練習日　毎週日曜日
夜七時半より
場所　公民館

夏の注意

女性の夜道の一人歩き

夜道の女性の一人歩きをねらって暴行を加えたり又は、はずかしめるという性犯罪が非常に多く発生しています。まして女性の服装などが露出的になるので、ますます増加するものと予想されます。

それには、まず被害にかからないよう防犯灯や外灯の設置につとめていただくことと、個人的に予防の心がまえ、及び被害時の対策をあらかじめ考えておくことも必要であります。

そのような意味で特に女性は次の次項を参考にして注意して下さい。

一、**犯人のおもなやり方**

(1)　通行する時間を調べておき、待ち伏せしておそいかかる。

(2)　バイク又は自転車を利用して追いかける。

(3)　通行人のふりをしてつけねらう。

(4)　やさしい、つくり言葉で話しかける。

(5)　暗いところに隠れていて適当な相手をねらう。

二、**一般的注意事項**

(1)　若い女性はなるべく夜の一人歩きをしないこと。

(2)　派手な、あるいは挑発的な服装や態度をしないこと。

(3)　ウッカリ甘いやさしい言葉にのらないこと。

(4)　夜は、通りなれた道でも安心しないこと。

(5)　もし変な男に話しかけられたら、シッカリした態度で応待し、スキを与えないこと。

(6)　相手がいくら未成年者であっても油断しないこと。

(7)　じぶんは若くないからとか、主婦だからというような安心感もいけません。

(8)　夜おそくなったときは、家人に迎えに来てもらうか、あるいは信用のできる人から送ってもらうようにすること。

(9)　やむを得ず一人で帰るときは、少しぐらい遠くてもなるべく明るい道を通るようにすること。

(10)　もし、おそわれたらどうするかということを常に考えておくこと。

三、**被害を受けそうになつた場合どうするか**

(1)　追われている又は尾行されているのに気付いたら、すぐ近くの家へとびこんで救いを求める。

(2)　あやしい男が近ずいたら大声をだして救いを求める。

(3)　いよいよ相手が身体にさわったり又は押えつけてきたときは、勇気をだしてかみつく、ひっかく、なぐる、けるなど大声を出す（この場合、相手に少しぐらいの傷を与えても正当防衛になります）

(4)　相手の人相や服装特徴などを見ておいて、後日の手がかりにする。

(5)　そのほか頭をはたらかせ、とちゅうであきらめてしまわずうまく切りぬける方法なども考えること

四、**その他**

不幸にして被害を受けたり、受けそうになったことがあったら決して泣きねいりせず、できるだけ早く警察へ届けるようにすること。

商業統計調査の実施について

この調査の目的は商店の分布状況、商業活動などを調査し商業政策の基本的な資料として利用されます。なお提出された調査票は統計目的以外に皆様方の不利益になることに使用するとは禁じられておりますから、ありのまま記入して下さい。

七月一日現在で商業統計調査が行なわれます。調査員が皆様のお店に伺って調査票の記入をお願いする事と思いますからぜひ御協力下さい

昭和三十九年

子供たちから水死事故をなくそう
ー子供を水から守る運動ー

暑い夏をむかえ水に親しむ頃となりましたが、県下一せいに「こどもを水から守る運動」が実施されています。

今年は一月から五月までの統計で、すでに三十四名の尊い生命が水死によって失われております。が、このうち二十三名は五才以下のこどもさんです。このようないたましい事故は、保護者が子守をしているうちでも、ちょっとしたすきに誤って用水溜に落ちたり、幼ないこども同志が水辺に遊んでいるうちに、ふとしたはずみに落ちこんでしまったというような実例が多いのであります。

農繁期には忙がしさのあまり、こどもさんの監護がとかくおろそかになりがちですが、これからの夏の暑い折は、またこどもが大好きの水泳や水遊びが行なわれます。

特に幼ない子供は水遊びがすきですが、頭が重いのでころびやすく、ほんのわずかな水でも悲劇をまねきやすいものですから、各家庭においては幼ない子供さんから目をはなさないようにしましょう。父母はもちろん社会全体の大人たちは十分注意して、この夏は小須戸町からこどもの水死事故を追放するようにがんばりましょう。

先日小須戸町「こどもを水から守る運動」対策協議会が開催され、いろいろと具体的の問題について話し合わされましたが、その主なものは次のとおりでありました。

(1)幼児を一人遊びさせないように。

(2)父母が仕事のかたわら子守りをする場合、いつも子供に注意を向けているよう。

(3)老人や幼い兄姉、あたりの子供に幼児をみてもらうことはなるべくさけること。

(4)家の周りの危険な場所(川、池、用水路、消防池など)は縄張り、柵、ふたなどを完全にしておくこと。

(5)信濃川はもとより用水堀など、小須戸町の全地域は水泳禁止区域(危険区域)に指定されているので、こどもはプール以外に水泳をしないこと。大人は見つけたらどこのこどもでもやさしくさとしてあげること。

運動会　小須戸小一年　ふじい　のぶお

夏は交通事故がふえる

主な増加の原因は次の通りです。お互いに注意して事故の防止につとめよう。

一、暑いため身心ともにだらけている

二、お盆、帰郷、夏休み等で交通量が増加する

三、夏休み中の学生、生徒が犯す無免許運転

四、生徒、児童等が解放感による不規則な交通

五、暑いため酒類を少し飲んでもききめが早く従って飲酒運転するものが多くなる

六、寝不足からくる、いねむり運転

七、涼しくしようとしてスピードを出しすぎる

駐車禁止区域拡張予定

現在の駐車禁止区域が更に延長され、次のようになる予定ですから関係町内は、あらかじめ車輛置き場等の確保につとめてください。

一、三番町から鵜出古木入口の舗装はずれまで

二、農協前から中学校入口まで

子どもに対する交通事故防止

一、道路で幼児をひとり遊びさせないこと。

二、子ども用三輪車が道路でチョロチョロ走り廻っているとたいへん危険です。保護者は十分注意してください。

三、小学校の低学年生がまだ乗りなれないのに自転車で道路へ出る子がいます。よく練習しじょうずになってから大通りへ出るようにしよう。

四、幼児はもちろんのこと歩行者が道路を横ぎるときは安全をたしかめ、手を上げ車にわかるようにあいずをしてわたる習慣をつけよう

定時制小須戸分校　古木健治君の栄光

今回第十回新潟県青少年代表者会議が県民生部主催で鯨波で七月四、五日に開催され、中蒲原郡代表として小須戸町古木健治君が参加したが、成績優秀で八月中旬に開催される九州の全国大会の新潟県代表者に選出され古木君の奮斗が期待されている。

慰霊祭盛大に執行さる

例年六月中に実施された慰霊祭は、六月中の国体につぎ新潟地震で延び延びとなっていたが七月五日小学校講堂に於て神式によって慰霊三百六十三柱をお迎えしお遺族の方々を御招待、町長を始め各来賓の祭文並びに玉串が奉尊され盛大に執行された。

長期療養者の慰問

町ではお盆前に長期療養者に慰問していたが、本年は地震見舞いを兼ね七月中に民生委員を二班に別け御慰問することになった。

一人町からは慰問金五〇〇円、町の社会福祉協議会からそれぞれ八十円のタオル二本を添える。療養者は四十二人の予定

町税のこのごろ

昭和三十八年度税の最終期も五月一杯で一応〆切り、その結果も九〇%を上廻る収納率をおさめさせて頂きましたことは税に対する理解はもとより、皆さんの町を愛するあらわれと深く敬意を表するものであります。

県平均を例に申上げますと、近年各市町村ともそれぞれ百%に近い成績を納めている情勢から今一歩の進渉をみたいものと考え、今後一段の奮起をお願いする次第です。

滞納税については、それぞれ御事情もあられたことと存じますが、納税は国民の義務であることを御理解いただきたいと存じますと同時に、完納者に対する不幸平になることから今後は、どうしても滞納を一掃し明るい税行政でありたいものと念願するものであります。

本年の町民税については本文方式(四〇年度より)に移行する過程における特例として、扶養者一人目四万円、二人目から三万円の所得が控除されることになりました。これは主として低額所得者及び扶養家族の多い方の税の軽減ともいえると思われます。

経済の変動により前年に比し所得が増加している現状から申して、必ずしも個々の課税額が減少していると考えられても当らないと思いますから念のため申し添えます。町の税金について尋ねたいこと等がありましたら遠慮なく税務課まで申出下さい。　小須戸町役場

成人と法律　第4回
婚姻

婚姻は両当事者の結ぶ契約であると考えられています。然しこうした考え方になるまでには色々の曲折を経ており古くは婚姻は一つの社会制度であるとされ、その為に婚姻する両当事者の人格の尊重よりも、社会秩序という点から封建的家族制度的な干渉がなされたことは、私達の良く知っているところです。又、西欧ではキリスト教の影響が強く、男女が神の御心により夫婦になるとされてきました。

これは、あるいはロマンテイックな考え方のようですが、実は個人の人格を無視した点が多分にあって「神の結びたまえし者、人これを離すべからず」として離婚が絶対に禁じられる結果になっていたわけです。ともかく現在では個人の尊重という立場から、婚姻も両当事者が結ぶ契約であるとされています。

契約といっても品物の売買契約や雇用契約のような一定の権利義務を内容とする事務的な期限付条件付の契約ではありません。自由意思即ち愛情によって両当事者が結ぶ約束、あるいは誓いともいうべきもので、その内容は包括的なものであり永久的なものであります。よって婚姻は無期限、無条件のものでなければなりません。結果として夫婦生活が破綻することがあることはやむを得ぬことでしょうが、それはあくまで結果なのであって婚姻の当初から何年という期限をつけることは許されません。例えば三年だけ婚姻しようと約束した場合、それが婚約の段階では婚約そのものが無効になり、届出がなされて法律上の婚姻が成立すると、婚姻は有効になりますが三年という期限が無効になります。従って三年を過ぎても、その期限を理由に離婚を強制することはできません。

次に婚姻の効果として

一、同居、扶助、協力の義務＝同居は同じ屋根の下に住めばよいというものではありません。同じ家でも障壁を設けて生活を別にするのは別居です。又職業、病気、旅行などの必要で別居することはこの義務に反しません仕送りさえすれば勝手に別居できるということはありません。扶助とは全ての点で助け合い、円満な共同生活をすることで親族間の扶養などより、はるかに強い意味をもちいわゆる「一椀の飯をわけて食う」関係です。

二、守操の義務＝民法は直接規定しませんが、婚姻の本質から当然の義務であり従って不貞行為は離婚の原因になります。然し刑法にあった姦通罪の規定が廃止されましたから、刑罰をうけることはありません。

三、氏の問題＝夫婦は必ず同一の氏を称することが必要です。その氏は夫か妻かの氏を相談で決めます。婚姻に際し夫又は妻の氏でない第三の新しい氏を称することは許されません。婚姻する男女が同一の氏であっても、婚姻後どちらの氏を称するのか、やはり決定しなければなりません。

四、成年の擬制＝未成年者は婚姻により成年とみなされます。これは民法上、法律行為能力を取得することを意味し、最早親権や後見に服さぬことになります。しかしこれは民法上だけのことで、未成年者の飲酒や喫煙を禁止する法律の適要は依然としてうけるのであり又、選挙権を取得するわけでもなく、刑法等でもやはり未成年者として扱われます。

五、夫婦の財産＝旧法では妻は法律上、無能力者でしたから妻の財産は全て夫の管理下にありましたが、新法では夫婦別産制をとり、婚姻してもお互いの財産は、はっきり区別されます。しかしサラリーマンの場合、給料は夫の名儀でありますが妻が家庭を守ってこそ夫が安心して外で働けるのですから、夫と妻の共同のものです。

さて夫婦別産といっても、日常の家事の費用は両者は共同して支払いの責任があります。妻が勝手に買物をした場合、それが米等であれば夫にも支払いの責任があります。しかしそれが高価なステレオや自動車等ですと、普通の家庭では日常の必要品でありませんから夫は支払いを拒むことができます。即ち妻が一人で支払いの責任を負わねばなりません。

次回は最終回、婚姻の解消について。

交通安全入選作文
死んだりょうじちゃんのこと

小須戸小学校四年　村山美恵子

わたしのおにいさんのりょうじちゃんは、わたしがようちえんの時トラックにひかれて死んでしまいました。おにいさんはその時四年生でした。夕方四時半ごろ、どてで友だちと遊んでいたそうです。そして五時ごろふまれたことがわかって、よその人にその自動車をおいかけてもらいましたりょうじちゃんのそばには、お母さんやわたしやおとうさんがいましたようすは、まだ小さかったのでおぼえていませんが、どうしていいかわからない気持だったろうと思います。ふまれたところはあたまでした。あたまからちがいっぱいでていたそうです。そしてどてに三十分ぐらいいました。そこにはびょうぶもたてました。五時半ごろりょうじちゃんは死んでそれからうちへつれていって、おいしゃさんにあたまをほうたいにしばってもらいました。人が大ぜいいました。そしてなん日だかわからないが、そうしきのとき学校の人たちが来ておまいりをしました。そうしきがおわっても人がぽつぽつおまいりにきてくれました。

わたしは自動車のうんてんしゅはちゃんと前を見て、あぶなかったらブーブーとやかましくならしてもいいと思います。そしてもっと交通のきそくをまもったら、りょうじちゃんは自動車にひかれなかったと思います。今でもお母さんや家の人は、ぶつだんにおまいりします。きっとりょうじちゃんのことはいつまでもわすれないでしょう。わたしは二度とこんな事故はおこしてもらいたくないといのっています。

めわいくシリーズ(その七)
うわさばなし

人間は一人では生活できません。また二人寄れば、お互いにあいさつやことばを交わすのが自然です。ところで二人以上の人が集まって話しをする場合、毒にも薬にもならないよもやま話しならば、お互いの親密の度を深める効果もありますしそこから日常生活上有益なヒントを見出したら、それこそ拾いものです。だが、これが無責任なうわさ話しだったら困ったことです。俗にいう「井戸端会議」なるものは、えてして他人の秘密や裏話しに落ちやすいようです。誰でも見えないところは見たいし、知られない部分を知りたいと考える本能は否定できませんが、そうかといって事実でないものまで、話しをおもしろくする為に針小棒大に言う必要はないわけです。また聞く方でも「火のない所に煙は立たぬと」ばかりそれに輪をかけて話すに至っては一つの話しが二・三人の口から耳に伝わった時にはもう最初の姿はなくなってしまうでしょう。

おもしろ半分の無責任な、うわさ話しがもとで縁談がこわれたり、それを気にしてノイローゼになって自殺したりということになったら、笑い話しでは済まされません。あるいはそこまでいかなくても、まわりの者から変な目で見られていやな思いをするくらいにしても、本人の身になって考えたら許せないことでしょう。たとえ「人のうわさは七十五日」にしろ、他人に不利になるような話しや、他人の心を苦しめたり傷つけたりするような話しは、しないようにお互いが気をつけ合うべきです。

法で決められているとかいないとかは別としてあくまでも他の人を自分と同じように尊重する立場から、お互いが守るべきです。

人工衛星が月の裏側の写真を撮影して帰って来る世の中ですから、何も他人のうわさ話しに花を咲かさずとも、もっとたくさんの話題を身辺から捜し出すようにいたしましょう。

町民魚つり大会案内

例年開いております大会を、次の通り開催致したいと思います。多数参加下さい。

記

期日＝七月十九日(日)

午前五時三〇分　鼠新田入口にて受付けします。

参加証のない者は入賞の対象になりません。

場所＝万年より三丁次までの間。

対象＝一般の部

学生の部(小学五年生以上とする)

※原則として四年生以下は参加をみとめない。

入賞＝各部で各三位まで

6月　購入図書

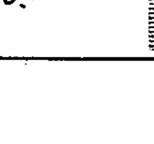

◇太陽を這う　黒岩重吾
◇愛と死をみつめて　高野　実　大島みち子
◇けものみち　松本清張
◇風と樹と空と　石坂洋次郎
◇金の糸銀の糸　〃
◇花やかな虚像　北村鱒夫
◇夜の戦士　池波正太郎
◇系図の刺青　野村胡堂
◇電子頭脳　森口繁一
◇恐るべき公害　庄司　光　宮本憲一
◇家族制度　磯野誠一　磯野富士子
◇城砦　井上　靖
◇花紋　山崎豊子
◇にっぽん人物画　近藤日出造
◇おれについてこい　大松博文
◇言いたい放題　内田長平
◇卵料理とひき肉料理　主婦と生活社
◇ふるさとの味　週間朝日編集部

紫川宗匠追善句

小須戸町俳句同好会

惜しまれて散る日は哀し牡丹の緋　芳人
逝く春や忌中とありて門閉ざす　喜雨
春月や花の生涯彦根城　竜朗
遙かなる人とはなりぬ夏の雲　虎秋
淋しさのかわかぬ春や遂に逝く　香月
又一人減りて句の友梅雨寒し　渓灯
紫川亡し菜の花瓣色褪せて　杏水
降り注ぐ五月雨無情新墓標　水月
永き日や十万億土一人旅　宝竜
薬玉や野辺の送りもしめやかに　流水